

2024年度「資生堂子ども財団奨学金」募集要項

1. 制度の目的

社会的養護下の児童を対象として返済不要の奨学金を給付することにより、高等教育への修学および社会的自立を支援すること、及び、児童が自分の将来に夢と希望を持ち自らの意思で進路を選択して夢の実現に挑戦することを促すことを目的とします。

2. 募集対象者

募集対象者は、明確な将来計画を持ち、自らの夢の実現に向けて進学を希望する児童のうち、経済的理由により就学が困難であると認められる者で、以下の全ての条件を満たす者とします。

- (1) 応募日現在において、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、養育家庭（養子縁組を行っていない里親）、ファミリーホーム、自立援助ホームのいずれかで生活している者
- (2) 2024年春に卒業を予定している高校3年生、または高等学校修了者、高等学校卒業程度認定試験合格者で、文部科学省が実施する高等教育の修学支援新制度の対象校である大学・短期大学・専門学校への進学を希望する者（希望学部・学科は問わない）
- (3) 現在対象児童を養育している施設または養育家庭に、進学後も児童とコミュニケーションを図り、アフターケアを行うことが出来る者（施設長・里親など）がいる者

なお、文部科学省の高等教育の修学支援新制度における奨学金、大学・地方公共団体が提供する奨学金、入学一時金を支給する奨学金を除き、**本奨学金制度が定める給付期間（4項参照）に返済不要の奨学金を他の民間団体から受ける者は本奨学金制度の対象外**となりますのでご留意願います。

3. 給付内容および給付方法

年50万円を返済不要で給付します。

4月及び10月は10万円、それ以外の月は3万円を毎月指定された奨学生本人の銀行口座へ振り込みます。

4. 給付期間

給付期間は、入学から卒業までの正規の最短修業期間とし、給付期間の延長は認めません。

5. 募集人数

5名程度

6. 応募方法と期日

※本年度は**オンラインフォームからの申込と応募書類送付の2つの手続きが必要**となりますのでご注意ください。

(1) オンラインフォームからの申込

パソコンまたはスマートフォンより下記の申込フォームへアクセスの上、必要事項を記入し送信して

ください。

パソコン用フォーム URL	https://ws.formzu.net/fgen/S901570226/
スマートフォン用フォーム URL	https://ws.formzu.net/sfgen/S901570226/
QRコード	

(2) 応募書類の送付

オンライン申込完了後、以下の書類を資生堂子ども財団 奨学金事務局宛てに送付ください。なお、応募書類は返却しません。

(応募書類)

- ① 応募書類送付前チェックリスト
- ② 推薦書(施設長または里親が記入)
- ③ 作文

テーマ「なりたい自分の将来像を実現するために」

- 当財団指定の原稿用紙を使用(400字詰め原稿用紙に3枚以内)
- 「進学をして学びたいこと、その理由」「将来進みたい進路や就きたい職業」「勉強以外に学生生活でチャレンジしてみたいこと」などを中心に記載
- 鉛筆(B または 2B)または黒ボールペン使用で、自筆に限る

- ④ 収支計画書
- ⑤ 成績証明書または調査書

(2024年春に卒業予定の方:1~3年次前期または1学期までのもの、開封及びコピー不可)

(既卒の方:1年次~3年次のもの、開封及びコピー不可)

(高等学校卒業程度認定試験合格の方:合格成績証明書、開封及びコピー不可)

(送付先)

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-5-5 (公財)資生堂子ども財団 奨学金事務局

(3) 期日

オンラインフォームからの申込、応募書類の送付ともに **2023年9月20日(水)**締切とします(応募書類の送付は当日消印有効)。

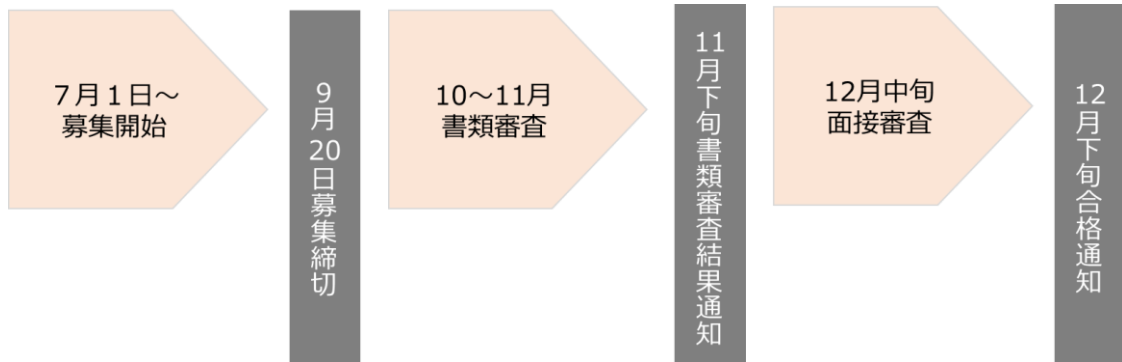
7. 選考方法とスケジュール

書類審査と面接審査を経て最終決定します。

書類審査結果(11月下旬)、面接審査結果(12月下旬)は、本人に通知します。

なお、面接審査はオンラインでの実施を予定しています。

面接審査の結果、補欠合格の場合はその旨を通知し、繰り上げ合格の場合は2024年3月下旬までに連絡します。



8. 奨学金給付以外の奨学生支援

(1) 奨学生交流会の実施

奨学生に対する精神的サポートを目的として、奨学生同士もしくは現役奨学生と奨学生OB等による交流会(会場に集合もしくはオンライン)を開催します。奨学生は原則として交流会に出席するものとします(会場に集合する場合の交通費等は当財団負担)。

(2) 生活必需品や食品の提供

年に2回程度、「ぎんご通信」という当財団から奨学生への応援メッセージを添えて、化粧品や日用品、レトルト食品などを送付します。

9. 奨学生の義務

(1) 報告義務

- ① 入学時には、進学先の在学証明書及び住所等連絡先・振込先等の届出書類を提出します。
- ② 毎年、当財団が指定する期日までに活動報告書及び成績証明書、収支計画・報告書を提出します。

(2) 届出義務

奨学生は、以下の内容に該当があった場合、その内容を遅滞なく当財団に届け出る義務があります。

- ① 氏名、住所等の連絡先に変更があったとき
- ② 休学、復学、転学、留年、または退学したとき
- ③ 停学、その他処分を受けたとき
- ④ 長期にわたり海外留学するとき

10. 注意事項

以下の場合には給付を廃止します。

- (1) 在学する学校で処分を受け学籍を失った場合
- (2) 学業成績を理由として留年した場合
- (3) 傷病等により修学が困難になった場合
- (4) 当財団が求める書類等の提出が期日までにない場合
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じた場合
- (6) 奨学生として虚偽の報告を行った場合
- (7) 著しい素行不良により学業に徹していない場合

11. 個人情報の取り扱い

奨学金受給を志願する方は、各種書類の提出をもって、当財団の奨学金規程及びプライバシーポリシーに同意したものとします。

※個人情報保護に関する法令の趣旨等を踏まえ、個人情報の管理には徹底を図り十分注意いたします。

※当財団のプライバシーポリシーはホームページに掲載しています。

<https://www.shiseido-zaidan.or.jp/policy.html>

12. 問い合わせ先

資生堂子ども財団 奨学金事務局

電話 070-8795-3514(直通)(平日 9:00~17:00)

メールアドレス sz.scholarship@shiseido.com

以 上